

参 考 资 料

第74回国民体育大会茨城県準備委員会常任委員会名簿

役職	選出区分	機関・団体名および役職	氏名		
1 会長(委員長)	県関係	茨城県知事	橋本 昌		
2	副会長 (副委員長)	県議会関係	茨城県議会議長	飯塚 秋男	
3		県関係	茨城県副知事	山口 やち系	
4			茨城県副知事	神 真一	
5		県教委関係	茨城県教育委員会委員長	柳生 修一	
6		市町村関係	茨城県市長会長	会田 真一	
7			茨城県町村会長	小谷 隆亮	
8			県庁所在地市長	高橋 靖	
9		県体協関係	公益財団法人茨城県体育協会会長	角田 芳夫	
10		常任委員	県議会関係	茨城県議会副議長	菊池 敏行
11	茨城県議会総務企画委員会委員長			福地 源一郎	
12	茨城県議会防災環境商工委員会委員長			横山 忠市	
13	茨城県議会保健福祉委員会委員長			鈴木 亮寛	
14	茨城県議会農林水産委員会委員長			村上 典男	
15	茨城県議会土木企業委員会委員長			館 静馬	
16	茨城県議会文教警察委員会委員長			秋原 勇	
17	県関係			茨城県理事兼政策審議監	野口 通
18				茨城県理事兼知事公室長	小野 嘉久
19			茨城県総務部長	福田 毅	
20			茨城県総務部理事兼地域支援局長	今橋 裕磨	
21			茨城県企画部長	小松原 仁	
22			茨城県企画部理事兼科学技術振興監	増子 千勝	
23			茨城県生活環境部長	泉 幸一	
24			茨城県生活環境部理事兼防災・危機管理局长	丹 勝義	
25			茨城県保健福祉部長	土井 幹雄	
26			茨城県商工労働部長	横山 仁一	
27			茨城県農林水産部長	柴田 眞幸	
28			茨城県土木部長	立藏 義明	
29			茨城県企業局長	中島 敏之	
30			茨城県病院事業管理者	金子 道夫	
31			茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊	
32			茨城県警察本部長	大平 修	
33			市町村関係	茨城県市議会議長会会長	田口 文明
34				茨城県町村議会議長会会長	青木 武明
35				茨城県市町村教育委員会連合会会長	岡崎 尚俊
36			スポーツ関係	公益財団法人茨城県体育協会副会長	堀口 卓司
37				公益財団法人茨城県体育協会副会長	高山 能昌
38	社団法人茨城県レクリエーション協会会長			岡田 広	
39	茨城県スポーツ推進委員協議会会長			本橋 道明	
40	茨城県スポーツ推進審議会委員長			巽 申直	
41	茨城県障害者スポーツ・文化協会会長			橋本 昌	
42	茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長			大和 道男	
43	茨城県中学校体育連盟会長	相吉 新一			
44	茨城県高等学校体育連盟会長	根本 聡			
45	学校関係	茨城県学校長会会長		吉澤 一喜	
46		茨城県高等学校長協会会長	原 篤範		
47		茨城県私学協会会長	大窪 範光		
48	産業・経済関係	一般社団法人茨城県経営者協会会長	鬼澤 邦夫		
49		茨城県商工会議所連合会会長	和田 祐之介		
50		茨城県商工会連合会会長	外山 崇行		
51		茨城県中小企業団体中央会会長	幡谷 祐一		
52		公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長	杉田 周平		
53	通信・運輸関係	一般社団法人茨城県バス協会会長	米川 公誠		
54	宿泊・観光関係	一般社団法人茨城県観光物産協会会長	橋本 昌		
55	医療・福祉関係	社団法人茨城県医師会会長	小松 満		
56		社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長	関 正夫		
57	社会団体関係	大好きいばらき県民会議理事長	幡谷 浩史		
58		茨城県女性団体連盟会長	大越 福枝		
59		茨城県地域女性団体連絡会会長	櫻井 よう子		

第74回国民体育大会茨城県準備委員会会則

(平成24年5月28日設立総会決定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会茨城県準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第74回国民体育大会(以下「大会」という。)を茨城県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に関係ある者

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、茨城県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は、団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 役員、委員、顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は、会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、

総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は、委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること

（2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること

（3）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

（4）その他、委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会からの付託又は、委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

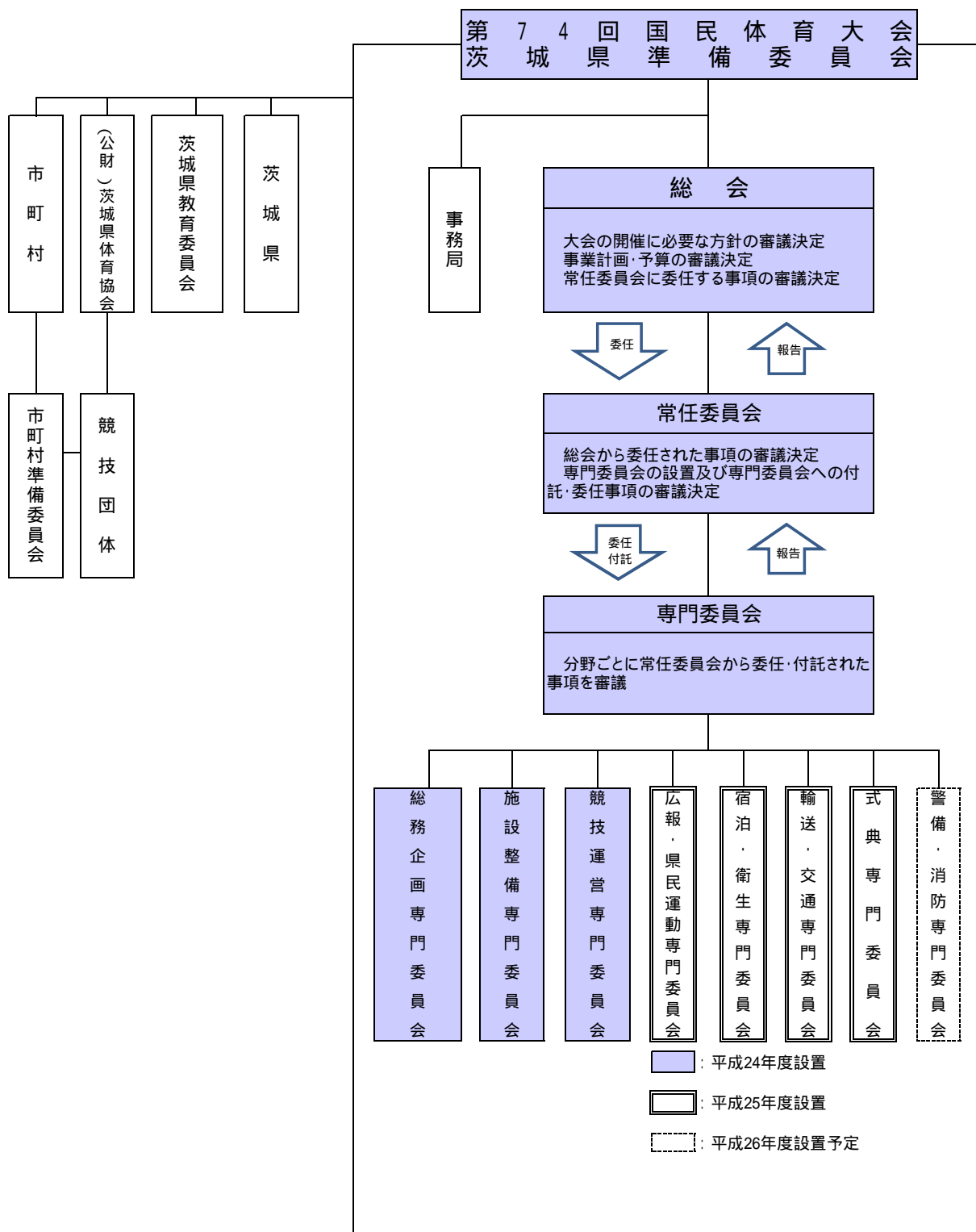
2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成24年5月28日から施行する。

2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月28日に始まり、平成25年3月31日までとする。

第74回国民体育大会茨城県準備委員会組織図



第 74 回 国民体育大会 開催準備総合計画

平成25年2月12日
第2回常任委員会決定

年度	平成23年度(2011)	平成24年度(2012)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	
開催年前	8年前(開催内々定)	7年前	6年前	5年前(開催内定)	4年前	3年前(開催決定)	2年前	1年前	(開催年)	
開催手続			正 規 視 察 (中央競技団体) 県議会開催決議	開催申請書提出 (日体協・文科省)		総 合 視 察 (日体協・文科省) 会 期 決 定		中央競技団体視察	開催地連絡協議会	
準備組織等	県 庁 内	国体担当(教育委員会内) 庁内推進本部会議	国体開催準備室 (教育委員会内)	業務の増加・細分化に応じて、段階的に組織を拡充						大会実施本部 警 衛 本 部 市町村競技会実施本部
	会場地市町村			会場地市町村国体準備委員会(随時設置)		会場地市町村国体実行委員会				
準備委員会 組 織			国体準備委員会 総 会 常 任 委 員 会 総務企画専門委員会 施設整備専門委員会 競技運営専門委員会	広報・県民運動専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	募金推進委員会 警備・消防専門委員会	国体・全国障害者スポーツ 大会実行委員会			最終総会・解散	
			必要に応じて、各専門委員会内に部会を設置							
全体計画		開催基本方針 開催基本構想 準備総合計画(1次)		準備総合計画(2次)		準備総合計画(3次)			大会報告書	
総務企画	会場地選定・経費負担	会場地市町村選定 基本方針・選定基準	正式競技、公開競技、特別競技、 開・閉会式会場地市町村選定							
	文化プログラム	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針 県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目 競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング		文化プログラム基本方針		文化プログラム実施計画 文化プログラムの準備(実施内容、会場地市町村、その他)	文化プログラム実施要項 文化プログラム募集	文化プログラム実施		
施設整備	行幸啓関係 総合案内					警備基本方針・基本計画、警備・警衛等実施計画、日程等調整		日程等最終調整 総合案内		
	競技・式典 会場	競技施設整備基本方針 国体競技施設基準	競技施設整備計画			県・市町村の競技施設及び式典会場の整備推進				
競技運営	情報通信				情報通信基本方針	情報通信基本計画		情報通信本部		
	競技運営	実施予定競技選択基本方針 競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 デモスポ実施基本方針	競技運営基本方針 競技役員等養成計画	リハーサル大会開催基準要項 記録業務基本方針 競技役員等養成(第1次) デモスポ実施競技選定	リハーサル大会開催基準要項 記録業務基本方針 競技役員等養成(第1次) デモスポ実施競技選定	競技役員等養成事業の推進	競技会日程決定 記録関係業務基本計画 競技役員等編成(第2次) 競技役員等編成(最終)	リハーサル大会実施本部 記録関係業務運営要項 競技役員等編成(最終)	総合・競技別プログラム 記録本部 総監督者会議	
広報・県民 運動	競技用具		競技用具整備基本方針・基本計画	競技用具整備計画		競技用具整備の推進				
	広報		広報基本方針・基本計画 大会愛称・スローガン募集・決定 大会マスコットキャラクター、イメージソング 募集・決定 広報紙発行、HP開設		ポスター、リーフレット等の各種広報媒体の作成及び広報の推進 ダンス 募集・決定 開催決定イベント開催			全国報道者会議 報道本部 開催100日前イベント開催		
宿泊・衛生	県民運動		県民運動基本方針	県民運動基本計画		県民運動・県民参加の推進 ボランティアの募集 ボランティアの養成				
	宿泊		宿泊基礎調査 宿泊基本方針	宿泊施設実態調査 宿泊基本計画		配宿計画、配宿調整、配宿システムの確立、その他宿泊関連業務の推進	宿泊料金決定 宿泊要項	宿泊本部		
輸送・交通	医事・衛生		医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画		環境衛生対策要項、防疫対策要項、馬事衛生対策要項 他 標準献立作成方針 標準献立普及実施要領		救護本部・救護所 馬事衛生対策本部		
	輸送・交通		輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画 輸送交通基礎調査	輸送・交通業務指針	全国輸送計画、開・閉会式会場輸送計画、会場地輸送調整	交通規制計画	輸送本部		
式典	式典		式典基本方針	式典基本構想	会場管理業務方針・推進計画 式典基本計画	会場管理基本計画 会場装飾基本計画	係員編成計画 係員編成			
	警備・消防			警備・消防・防災 基本方針・基本計画		業務・実施要項等作成、関係機関との協力体制の整備・調整		警備本部 消防・防災本部		
募金	募金・協賛			募金・企業協賛 推進基本方針・計画・要領		募金・企業協賛の推進				
競技力向上対策 (教育委員会内に本部設置)		競技力向上基本方針 競技力向上対策基本計画	タレント発掘事業およびジュニア強化事業(ジュニア競技者の発掘・育成、一貫指導システムの構築) 企業内チーム・地域スポーツクラブの支援 競技用具の整備(馬、ヨット、ボートなど)							

県準備委員会(実行委員会)

専門委員会等の業務

リハーサル大会開催

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会

第 7 4 回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第 7 4 回国民体育大会において実施するデモンストレーションスポーツ(以下「デモスポ」という。)は、公益財団法人日本体育協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則及び国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第 7 4 回国民体育大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国体への参加機会をより多く設けるとともに、実際に参加することで「更なるスポーツの推進を図る国体」を目指す。
- (2) 多くのスポーツを行う機会をつくり、子どもたちから高齢者までそれぞれが好きなスポーツを見つけ、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結びつくきっかけとする。
- (3) デモスポの普及・振興を推進するとともに、世代間・地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、第 7 4 回国民体育大会実施予定競技選択基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式・公開・特別競技以外の競技で、(公財)茨城県体育協会(以下「県体協」とする。)加盟、または、県体協が推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、または、本県特有のものを含め、今後普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として、既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、第 7 4 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施期間は、原則として、第 7 4 回国民体育大会の会期 1 ヶ月前から閉会までとする。ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は、原則として 1 日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担については、第 7 4 回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針に定めるところによる。

第74回国民体育大会 競技施設整備基本方針

競技施設は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨及び第74回国民体育大会の開催方針に基づき、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重し、次により整備する。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設整備を行う場合は、喫緊に必要な施設に限定するとともに、大会後においても、地域住民に広く活用されるように配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないように、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議する。

第74回国民体育大会県及び会場地市町村の

業務分担・経費負担基本方針

第74回国民体育大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

ただし、関係機関からの補助を妨げない。

1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な国体業務の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

2 会場地市町村が分担する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 競技会の開会式、表彰式並びに競技本部の運営等競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

第74回国民体育大会 競技役員等養成基本方針

第74回国民体育大会競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、県内有資格者により必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等のうち、審判員及び資格が必要な運営員の養成に当たっては、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則とする。
- 3 競技役員等の養成に当たっては、県、会場地市町村及び競技団体等の業務分担を明確にし、連携を図りながら計画的に行う。
- 4 審判員及び資格が必要な運営員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、会場地市町村及びその周辺市町村において、確保することを目標として養成する。